

「連携地域別政策展開方針」の概要

策定の趣旨

「連携地域別政策展開方針」は、平成20年度からスタートした新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）の推進の手立ての一つとして、地域の多様な主体が共有する「地域づくりの方向」を示すものであり、地域の特性や特色に応じて地域に根ざした政策を展開するため、総合計画に示している6つの連携地域ごとに市町村や民間の方々などの参画を得て、総合振興局・振興局が主体的に策定するものです。



位置づけについて

北海道地域振興条例第5条の規定に基づく、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための「地域計画」として位置付けられるものです。

<北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）抜粋>

（地域計画の策定及び推進）

第5条 道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

期間

平成25年4月から、5年程度（新・北海道総合計画の終期まで）

構成について

| | |
|------------|--|
| 地域の現状と課題 | 連携地域全体や各地域における現状、課題を記載 |
| 地域のめざす姿 | 地域住民と行政が一体となって実現を目指していく将来のあるべき地域の姿を記載 |
| 主な施策の展開方向 | 産業、暮らし、社会資本など、地域の振興に係る主な施策の展開方向を記載 |
| 地域重点プロジェクト | 地域の目指す姿の実現に向けて、多様な主体が連携・協力し、重点的に進める広域的・戦略的な取組を記載 |

推進方法について

1 多様な主体が協働した地域づくり

方針の策定・推進のため、市町村や地域の関係者の参画を得て、総合振興局・振興局所管区域ごとに「地域づくり連携会議」などを開催し、地域づくりの方向を検討するとともに、地域重点プロジェクトの推進に向け、多様な主体と連携・協働して地域づくりを進めます。

2 地域重点プロジェクトの推進

- （1）プロジェクトに関わる各主体は、それぞれの役割に応じて関連する取組を進めるとともに、国、道、市町村等の施策や制度を活用し、プロジェクトを推進します。
- （2）プロジェクトは、毎年度、推進状況の把握や、必要に応じた取組内容の見直しを行うとともに、新たなプロジェクトに取り組むこととなった場合などには状況変化に弾力的に対応することとします。

3 道における施策等への反映

- （1）プロジェクトの推進などに向け、地域づくり連携会議などにおける意見を踏まえて、本庁各部の対応を要する重点的事項を総合振興局長・振興局長が政策提案として取りまとめ、「北海道地域づくり推進本部」等において全庁横断的な調整を行い、その実現に努めます。
- （2）総合振興局長・振興局長からの政策提案は、毎年度、政策検討や予算編成過程を通じて検討し、施策や予算等への反映を図るとともに、様々な地域振興施策を活用しプロジェクトを推進します。